

北海学園大学剣道部 OB 会会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、北海学園大学剣道部 OB 会と称する。

(組織)

第 2 条 北海学園大学剣道部に在籍した者をもって組織する。

(総会)

第 3 条 本会は、年 1 回の総会を持つ。

第 2 章 目的

(目的)

第 4 条 本会は、学園剣道部 OB 相互の親睦を図り、かつ、現役学生に対して、先輩としての出来る限りの援助をする事を目的とする。

(活動)

- 第 5 条
1. 会員相互の親睦を図るため、各種行事を開催する。
 2. 現役学生の大会・練習および各種コンパに意欲的に参加する。

第 3 章 会員

(会員)

第 6 条 北海学園大学剣道部に在籍した者で構成する。

第 4 章 役員

(役員)

- 第 7 条
1. 会 長 1 名
 2. 副会長 若干名
 3. 総 務 若干名
 4. 会 計 若干名
 5. 監 査 1 名

(顧問および相談役)

- 第 8 条
1. 本会に顧問および相談役を置くことができる。
 2. 顧問・相談役は、総会に諮り承認によって決められる。

(役員を選出)

- 第 9 条
1. 会長・副会長は、総会において会員相互の選出により決められる。
 2. 総務・会計・監査は、会長と副会長の話し合いによって選出される。

(役員職分)

- 第 10 条
1. 会長は、本会を代表し、会務を総括しおよび会議の議長となる。
 2. 総務は、会長と連絡を図り、各種行事を企画・運営し、会員との連絡を密にする。
 3. 会計は、会計事務を行う。
 4. 監査は、年度末に会計監査を行う。
 5. 顧問・相談役は、会長の相談諮問に応じ、意見を述べる事が出来る。

(役員任期)

- 第 11 条
1. 役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠役員任期は、残任期間とする。
 2. 役員は、任期満了といえども、あらたに役員が就任するまでは、その職務を行う。
 3. 顧問および相談役は、名誉職とし、任期をもたない。

第5章 会議

(会議)

- 第12条 1. 会議は、総会および役員会とする。
2. 会員の過半数の要求があった時、または会長が必要と認めた時は、臨時総会を開くことができる。
3. 役員会は必要の都度、会長がこれを開く。

(総会)

- 第13条 次の事項は、総会で決めなければならない。
1. 予算および会費に関すること。
2. 年度計画に関すること。
3. 会則の改廃に関すること。
4. その他、会長において必要と認めること。

(議決)

- 第14条 1. 会議の議決は、すべて出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。
2. 委任状等は、議決に際し、効力を有しない。
3. 社会的情勢により、総会による会員の招集ができない場合、書面による議決を行う。

第6章 会費および会計

(会費)

- 第15条 1. 本会の運営は、会費及び寄付金によって賄う。会費は年間5,000円とする。
2. 納入された会費は、理由の如何を問わず返却しないものとする。

(納入)

- 第16条 会費は、郵便局の本会口座に振り込むものとする。ただし、直接会計へ納めても良いこととする。

(会計年度)

- 第17条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月末日をもって終わる。

(会計事務)

- 第18条 会計は、所要の帳簿を備え収支を明らかにしておくものとする。

(会計監査)

- 第19条 会計年度が終わる3月末日をもって会計監査を行う。

第7章 雑則

(冠婚葬祭)

- 第20条 1. 会員及び会員の1親等の親族並びに配偶者が亡くなった時、弔意を表すため香典5,000円、供花(15,000円)を供するものとする。
2. 会長が必要と認めた時は、その他祝金等を贈ることが出来る。

- 付則 1. 平成14年4月20日 一部改定
付則 2. 令和元年5月25日 一部改定
付則 3. 令和2年5月31日 一部改定
付則 4. 令和5年9月16日 一部改定